

中小企業再生支援協議会をご存知ですか？

執筆担当者

孫田 猛

中小・零細企業の再生支援を地域一体となつて実施することを目指した「改正産業活力再生特別措置法」という法律がある。これに基づき、平成15年から、全国の都道府県に「中小企業再生支援協議会」が設置された。

はなるであろう。大まかな流れは、最寄りの協議会の窓口へ申し込むと、基本的な窓口相談および基礎診断を実施してくれる。これを「第一次対応」といい、ここで「自助努力で再生可能」か「再生が極めて困難であり、法的措置へ移行すべき」か「再生の可能性が高く、関係者の支援が必要」かの3つに分類される。3番目が協議会の支援対象となり、いわゆる第二次対応へと進むのである。ここでは案件別に支援チームが生まれ、現地訪問を含め、数回にわたる個別指導が行なわれ、経営改善計画を企業経営者とともに策定していくことになる。この条件としては事業の将来見通しの明確化が可能であること。再生の実現性が高いが、比較的多数の関係者の調整に時間がかかること。取引の主力金融機関が再生についてバックアップ体制にあることがあられる。つまり、金融機関が「ガンバレ」といつてくれているという前提が必要である。同協議会の支援事例には金融機関に対する債権放棄要請を取りまとめたものや、メインの金融機関に対し、デッド・デッド・スワップ（D D S）既存の貸出債権を他の債権よりも後の順番においてもよいという条件にかえることへの実施要請をしたもの、また、中小企業再生ファンドを活用した例も見られる。地域性や金融機関の状況により、その対応は様々であるが、いずれにしても多くの支援が同時に実施される可能性はある。事業再生をトータルで検討している旅館経営者は、一度相談を受けることをお勧めしたい。都道府県ごとの中小企業支援協議会のホームページを参考にアクセスをしてみたいかがか。